

「外国人向け『神戸で働くための情報ウェブサイト』作成業務」
プロポーザル実施要領

令和 2 年 3 月 19 日

神戸市経済観光局経済政策課
(神戸市海外ビジネスセンター)

本要領は、日本国内及び海外に居住する外国人向けの情報（就労情報・生活情報・神戸の魅力等）を広く発信し、より多くの外国人が神戸で就労して定着することをイメージしてもらえるよう専用のウェブサイト開設にあたり、契約の相手方を選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「外国人向け『神戸で働くための情報ウェブサイト』作成業務仕様書」を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1 業務の概要

(1) 業務の内容

外国人向け「神戸で働くための情報ウェブサイト」作成業務仕様書（以下「仕様書」）のとおり

※上記仕様書を委託契約締結時の基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、神戸市と受託者の調整に基づき内容を一部変更の上、確定する。

(2) 委託期間

契約日より令和3年3月31日（但しウェブサイト公開予定日は令和2年9月1日とする）

(3) 契約金額の上限

金 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行場所

神戸市海外ビジネスセンター

2 受託事業者資格要件

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 神戸市指名停止基準（平成6年6月15日市長決定）による指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による法的手続きを行っている法人ではないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- (7) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (10) 共同企業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、本市に対して共同企業体参加届出書を提出すること。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

3 委託事業者選定スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 実施要領の配布期間 | 令和2年3月19日（木）から4月10日（金）午後5時まで |
| (2) 応募登録書の提出 | 令和2年4月10日（金）午後5時まで |
| (3) 質問書提出 | 令和2年4月10日（金）午後5時まで |
| (4) 質問の回答 | 令和2年4月17日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和2年5月7日（木）午後5時まで |
| (6) 選考審査会 | 令和2年5月14日（木）開催予定 |
| (7) 選考結果の通知 | 令和2年5月21日（木）予定 |
| (8) 契約日 | 令和2年6月1日（月）予定 |

4 実施要領の配布

- (1) 配布月日 令和2年3月19日（木）から4月10日（金）午後5時まで
- (2) 配布方法 神戸市ホームページに公開

5 実施要領等に関する質問

- (1) 提出期間 令和2年4月10日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法

質問書（様式4）に質問事項を記入し、本要領12に規定する担当部署宛に電子メールで提出すること。件名は「外国人向け「神戸で働くための情報ウェブサイト」作成業務についての質問」とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））なお、当提出方法による以外の質問は一切受け付けない。

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について、令和2年4月17日（金）までに、応募事業者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。また、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

- (4) その他

本市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力を持つ。

6 応募登録書の提出

- (1) 提出期限 令和2年4月10日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類
プロポーザル参加申込兼資格審査申請書（様式1）
- (3) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時半まで（正午から午後1時までを除く。））、送付記録が残る方法により、令和2年4月10日（金）午後5時までに神戸市海外ビジネスセンターに必着のこと。

7 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限 令和2年5月7日(木)午後5時まで

(2) 提出書類

① 企画提案書8部(正本1部、副本7部)

ア) 様式

任意様式とするが、用紙サイズはA4サイズにまとめること。また、表紙を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本1部には事業者(会社)名を記載し、副本7部には事業者(会社)名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 企業(団体)の概要

b) 類似業務実績(参加企業数、集客数等の実績値も明記すること)

c) 業務の実施方針と別紙仕様書に基づく業務実施に係る提案内容

ウ) 使用言語 日本語とする。

エ) その他

企画提案書の提出は1応募事業者につき1提案とする。

② 見積書 1部

ア) 様式 様式は問わない。ただし、A4サイズ片面とする。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 見積年月日、見積書の有効期限(令和2年4月1日以降の日付とすること。)、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先(担当者の氏名及び電話番号)を記入し、代表者の印を押すこと。

b) 業務ごとにかかる費用の額、及び総額、消費税及び地方消費税額、全ての業務にかかる費用の総額。なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。

③ 資格確認書類 以下に掲げる書類を各1部

a) 法人登記簿謄本(提出日前3か月以内に発行されたもの)

b) 代表者印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に発行された正本)

c) 委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ。)

d) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

e) 事業経歴書及び業績報告書(直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載)

※任意様式

f) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近1年分) 滞納がないことが証明できる納税証明書によること。

g) 誓約書(様式2)

h) 共同企業体参加届出書(様式3 共同企業体による応募者のみ)

※共同企業体で応募登録を行う場合は、全ての構成員について、上記のa、b及びdからgを提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時半まで（正午から午後1時までを除く。）、送付記録が残る方法により、令和2年5月7日（木）午後5時までに神戸市海外ビジネスセンターに必着のこと。

8 受託候補者の選考方法

(1) 企画提案審査会の実施

- ① 本市職員等で構成する受託候補者選定に係る企画提案審査会において、企画提案書等を審査し、受託候補者を選考する。
 - ② 審査に当たっては、応募事業者によるプレゼンテーションと審査員による質疑を実施する。
 - ③ 企画提案審査会については、令和2年5月14日（木）に行い、各応募事業者はプレゼンテーションと質疑を行う。場所は、神戸市海外ビジネスセンター内会議室とする。その他詳細については、改めて応募事業者に通知する。

(2) 評価基準

- ① 次のアからイの各要件のいずれにも該当する応募事業者のうち、(3)の定めるところにより算出された内容点と価格点の合計点が最も高いものを受託候補者とする。
 - ア) 見積金額が、本実施要領1－(3)に定める契約金額の上限の範囲内の者
 - イ) 提示された見積金額が著しく低額な場合に実施する本市の調査の結果、履行に支障がないと認められた者
- ② ①による最高得点者が複数ある場合は、そのうち価格点が最も高い者を受託候補者とする。さらに価格点の最高得点者も複数ある場合は、当該応募事業者にくじを引かせて受託候補者を決定する。この場合において、当該応募事業者のうち出席しない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて、当型プロポーザルの事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて受託候補者を決定する。

(3) 評価項目と配点（審査委員1人あたり）

- ① 内容点及び価格点の評価項目と配点は下記のとおり。

内容点	仕様書の実現性が高く、妥当な提案であることを評価する。 (配点内訳と評価観点)	95点
	1 応募事業者の業務実績 15点 ・外国人対象のウェブサイト制作実績 ・ウェブサイトデザイン制作業務の受託実績 ・自治体及び公的機関からの受託実績	
	2 デザイン性 20点 ・神戸市の魅力が伝わるトップページ ・閲覧者に分かりやすいレイアウト構成 ・ウェブサイト全体の統一性	

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、優れている内容があれば加点 	
	3 機能性 <ul style="list-style-type: none"> ・提案者独自の発想等が見られるか ・閲覧者の操作性を高めるための工夫 ・職員による運用・更新のしやすさ ・その他、優れている内容があれば加点 	20点
	4 コンテンツ及びPR方法 <ul style="list-style-type: none"> ・「構築項目」をベースにした独自コンテンツ ・インタビューのボリューム ・閲覧者を増やすための工夫 ・SNSの活用方法 ・その他、優れている内容があれば加点 	25点
	5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画及び実施体制が整備されているか ・保守運営にかかる費用 ・市内に本社を有しているか 	15点
価格点	入札金額の評価点 運営業務にかかる経費が低いことを評価する。	5点
合計点		100点

② 最低基準 内容点が40点を下回る事業者は失格とする。

(4) 審査結果の通知

選考結果については、プロポーザル参加者全員に令和2年5月21日（木）頃に通知する。

9 失格事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- (1) 見積書及び企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 見積書に記名及び押印がないとき。
- (4) 2通以上の見積書を提出したとき。
- (5) 代理人による応募登録の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- (7) プロポーザル参加資格がない者が参加したとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (9) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。なお、共同企業体として応募した者が受託候補者となった場合には、共同企業体協定書（参考様式5）を契約締結までに提出すること。
- (2) 受託候補者が辞退したり、資格を喪失したときは、次点の応募事業者を受託候補者とする。
- (3) 契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- (4) 支払条件 履行確認の検査終了後、委託料の支払を行う。

11 その他

- (1) 当該プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、応募者又は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。また、本市は、提出された書類について、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (3) 本市は、提出書類を当該プロポーザルの実施以外の目的で、参加者に無断で使用しない。
- (4) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (5) 提案書の著作権は当該プロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、当該プロポーザル参加者が負うものとする。
- (6) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (7) 当該プロポーザル参加者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

12 当該プロポーザル担当部署の名称及び所在地（問い合わせ先）

神戸市海外ビジネスセンター（経済観光局経済政策課）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル4階

電話連絡先 078-231-0222

ファックス 078-231-0256

電子メール asia-biz@office.city.kobe.lg.jp